

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成21年4月10日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	今井功
裁判官	中川了滋
裁判官	古田佑紀
裁判官	竹内行夫
当事者等	上告人兼申立人 X 被上告人兼相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成20年4月30日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。</p> <p>平成21年4月10日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官</p>	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由のうち、違憲をいう点は、その前提を欠くものであり、理由の不備をいう点は、その実質が事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、いずれも明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。